

森林経営計画書
(属人計画・単独)

1 計画期間

〔 自 令和2年4月1日
至 令和7年3月31日 〕

2 計画対象森林の所在等

(単位 : ha)

計画対象森林の所在		計画対象森林面積	
所在	面積		うち人工林
東かがわ市	597.02	593.23	254.29
さぬき市	255.77	248.89	142.81
高松市	8.22	7.76	7.14
三木町	72.30	69.29	34.67
綾川町	87.38	85.51	62.28
まんのう町	136.29	132.34	97.67
三豊市	101.96	98.55	93.72
観音寺市	59.29	55.42	38.14
計	1,318.23	1,290.99	730.72

他の森林経営計画の対象森林の重複状況		
認定権者	認定番号	計画対象森林
計		

1 森林経営に関する長期の方針

(1) 森林の経営に関する基本方針

ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

当該計画区域の対象森林面積1,290haの内、人工林面積は730haを占めており、人工林率57%である。

樹種は、ヒノキ人工林が全面積の約5割を占め最も多く、スギ人工林と合わせて搬出間伐等により積極的に搬出して木材生産を行う。

同区域は、県内主要流域の上流に位置し、水源林として重要な機能を果たしていることから、区域内の森林全体の保全に努める。

同区域に保護地域は含まれていないが、生物多様性を考慮し、適正に間伐を行い、下層植生の維持に努めるとともに、主伐を皆伐で行う場合も一カ所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域の配置などに配慮する。

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林の施業及び保護

公益的機能を発揮しつつ木材の生産を行う森林を目標とする。

水源涵養機能や生物多様性など公益的機能の維持・増進を図るための森林施業を実施することを基本とし、人工林については、間伐を繰り返して適正な密度管理を行い、間伐を主体とした適切な森林管理に努めるとともに、計画的な路網整備を進め、積極的に搬出間伐を行い県産木材の供給に取り組む。

また、天然林を含め、森林の巡視を適宜行い、病虫獣害の発生や火災の防止に努める。

なお、主伐方法は皆伐を基本とするが、公益的機能の維持を図るため、一カ所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域の配置などに配慮する。

(2)公益的機能別施業森林区域の内外別の長期の伐採立木材積及び造林面積

区域	期間	伐採立木材積(m ³)	造林面積(ha)		備考
				うち植栽	
公益的機能別施業森林以外の森林	I 分期	0	0.00	0.00	
	II 分期	5	0.05	0.05	
	III 分期	138	0.63	0.63	
	IV 分期	0	0.00	0.00	
	V 分期	0	0.00	0.00	
	VI 分期	0	0.00	0.00	
	VII 分期	1,065	3.82	3.82	
	VIII 分期	0	0.00	0.00	
	合計	1,208	4.50	4.50	
公益的機能別施業森林	I 分期	0	0.00	0.00	
	II 分期	1,700	8.00	8.00	
	III 分期	1,700	8.00	8.00	
	IV 分期	1,700	8.00	8.00	
	V 分期	1,700	8.00	8.00	
	VI 分期	1,700	8.00	8.00	
	VII 分期	1,700	8.00	8.00	
	VIII 分期	1,700	8.00	8.00	
	合計	11,900	56.00	56.00	

(3) 森林経営の規模の拡大に関する長期の方針
該当なし。

(4) その他参考とすべき事項

森林経営計画の継続性の有無	有 ・ 無
---------------	-------

県民参加の森林づくりを推進するため、県有林において、ボランティア団体等による県民の森林整備活動の実践や技術の研鑽、森林環境学習などを目的とした森林づくり活動を行う。

2 森林の現況及び伐採計画等

(1) 森林の現況及び伐採計画等

別紙1のとおり ※注 (個人有林が含まれているため公表しておりません。)
施業は別紙2及び別紙3を参考にして実施

(2) 要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林とされている森林の保育その他の施業の計画 該当なし。

3 森林の保護に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

該当なし。

(2) 森林の保護

火災、病虫獣害、気象害の予防を図るため、森林の巡視を適宜行う。

防火帯や境界となっている道の草刈り、境界杭の設置・管理を適宜行い、境界の管理に努める。また、必要に応じて、当該計画区域の近隣の森林所有者と協議し、境界の確認を行う。

(3) 火入れを実施する森林に関する事項

該当なし。

4 森林施業の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

森林所有者または森林の経営の委託を受けたものから属地的な森林経営計画の作成について申し出があった場合には、共同して計画の作成を行う。

当該計画区域のうち、東かがわ市の川股から入野山にいたる区域は、国有林と接しているため、香川森林管理事務所と連携を図り、森林共同施業団地を設定するなど効率的な作業の実施を行う。

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

ア 共同で実施する施業の種類(造林、保育、伐採(間伐を含む)等)

当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業の実施に努める。

イ 共同で実施する保護の種類

当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的かつ効果的な森林の保護の実施に努める。

ウ その他

該当なし。

(3) その他の共同化に関する事項

ア 森林作業道等の施設の設置

添付図面のとおり。森林作業道 定久線 延長 1,600m

当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める。

イ 森林作業道等の維持管理

既設森林作業道の一覧

区分	路線名	起 点	終 点	対図 番号
森林作業道	下所線	東かがわ市川股字下所地内	東かがわ市川股字下所地内	1
森林作業道	南谷線	東かがわ市入野山字南谷地内	東かがわ市入野山字南谷地内	2
森林作業道	横峰線	さぬき市大川町南川字横峰地内	さぬき市大川町南川字横峰地内	4
森林作業道	横峯線	さぬき市大川町田面字横峯地内	さぬき市大川町田面字横峯地内	4
森林作業道	八町線	さぬき市大川町田面字八町地内	さぬき市大川町田面字八町地内	4
森林作業道	向井線	さぬき市大川町富田東字向井地内	さぬき市大川町富田東字向井地内	5
森林作業道	丸山線	さぬき市大川町富田東字丸山地内	さぬき市大川町富田東字丸山地内	5
森林作業道	南山田 1 号	高松市牟礼町字原地内	高松市牟礼町字原地内	8
森林作業道	南山田 2 号	高松市牟礼町字原地内	高松市牟礼町字原地内	8
森林作業道	立石線	三木町井上字立石地内	三木町井上字立石地内	8
森林作業道	藤東山田線	三木町井上字藤東山田地内	三木町井上字藤東山田地内	8
森林作業道	大小屋線	綾川町西分字大小屋地内	綾川町西分字大小屋地内	10
森林作業道	岩下線	綾川町西分字岩下地内	綾川町西分字岩下地内	10
森林作業道	末子所線	綾川町粉所東字末子所地内	綾川町粉所東字末子所地内	11
森林作業道	藤尾線	まんのう町炭所東字藤尾地内	まんのう町炭所東字藤尾地内	13
森林作業道	金芝線	まんのう町炭所東字金芝地内	まんのう町炭所東字金芝地内	13
森林作業道	浦ノ谷線	まんのう町炭所東字浦ノ谷地内	まんのう町炭所東字浦ノ谷地内	13

当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。

5 森林の経営の規模拡大の目標等

(1) 経営の規模拡大の目標

該当なし。

(2) 作業路網及び作業システム等

該当なし。

(3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

該当なし。